

2025年3月19日

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)への
意見募集(パブリックコメント)について
【募集案内】

このたび、市は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、ごみの減量化を一層推進するため、単純指定ごみ袋を導入することに伴い、条例の一部改正(素案)を作成いたしました。については、条例の一部改正(素案)について幅広く市民の皆様の声を聞くため、意見募集(パブリックコメント)を実施いたします。

1 募集内容

「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正(素案)への意見

2 募集期間

2025年3月19日(水)～2025年4月18日(金)

3 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

4 資料の閲覧

◆配布資料

- ① 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)への意見募集(パブリックコメント)について【募集案内】
- ② 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正(素案)について
- ③ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例【現行】
- ④ (参考様式)ご意見提出用紙

◆閲覧場所

①市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続(パブリックコメント)の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

②窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

閲覧場所	閲覧可能時間
資源循環課(明石クリーンセンター 管理棟1階)	平日:8時30分～17時00分
行政情報センター(市役所本庁舎1階)	平日:8時55分～17時40分
あかし総合窓口(パピオスあかし6階)	平日:9時00分～20時00分 土日祝(第3日曜を除く) :9時00分～17時15分
各市民センター(大久保、魚住、二見)	平日:8時55分～17時15分

5 提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「ご意見募集様式」を市ホームページに掲載しています。

意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス(なければ不要)」を記入し、以下の方法でご提出ください。

電子メール	sigen-j@city.akashi.lg.jp 宛に、ご意見募集用紙を添付の上、送信。
FAX	(078)918-5793 ※送信後、(078)918-5794へ着信確認をお願いします。 (お電話が難しい場合は、着信確認は不要です。)
郵送	〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131 明石市 環境産業局 環境室 資源循環課 パブリックコメント担当 宛 ※令和7年4月18日(金)必着でお願いします。
持参	明石市環境産業局環境室 資源循環課(明石クリーンセンター管理棟1階) 執務時間:平日 8時30分～17時00分
電子申請	https://logoform.jp/form/eHmi/930999  上記の二次元コードを読み取って、電子申請をお願いします。

※提出いただいたご意見は返却いたしません。

6 提出されたご意見の取り扱い

- ・電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。
※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話いただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。
- ・「5 提出方法及び提出先」の各提出方法について、「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正(素案)への意見であることを明記してください。
- ・提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

7 個人情報等について

- ・提出いただいたご意見の中で、氏名、住所、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報(明石市情報公開条例第 11 条各号のいずれかに該当する情報)については公表いたしません。
- ・ご意見、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

お問い合わせ先：明石市環境産業局環境室資源循環課
電話番号：(078)918-5794
FAX：(078)918-5793
メール：sigen-j@city.akashi.lg.jp